

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・福祉施設基準 : 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)
 - ・解釈通知 : 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年老企第43号)
 - ・市条例 : 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例 (平成30年奈良市条例第16号)
 - ・市要項 : 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項
- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準
- V ユニット型基準

※I、II、III、IV について、ユニット型施設で準用されている基準は、項目に「(ユニット型含む)」と記載

※V については、ユニット型施設のみ

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1 (＊) 基本方針	指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものであるか。		☐	☐	福祉施設基準第1条の2第1項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第1条の2第2項	
	指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第1条の2第3項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	福祉施設基準第1条の2第4項	
	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第1条の2第5項	
I-2 暴力団の排除 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第5条	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-1＊ 従業者の員数 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の基準を満たしているか。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 ●医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ●生活相談員は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ●介護職員又は看護職員は、次のとおり ・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・看護職員の数は、次のとおりとすること。 1入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 2入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上 3入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上 4入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ●栄養士又は管理栄養士は、1以上 ●機能訓練指導員は、1以上 ●介護支援専門員は、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ※入所者の数は、前年度の平均値とする。	常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C A÷B＝（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人） 【減算適用】 ・介護職員、看護職員及び介護支援専門員について、配置基準を満たしていない場合は、人員欠如減算有り。 ・栄養士又は管理栄養士について、配置基準を満たしていない場合は、栄養管理に係る減算有り ○「看護職員」＝ 看護師、准看護師	□	□	福祉施設基準第2条第1項、第2項	・勤務実績表 ・タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証
	●【解釈通知第2-7(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める（就業規則、雇用契約等）時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【解釈通知第2-1(2)】【市要項第2-4】生活相談員は、次に掲げるいずれかに該当する者であること。 ・学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・介護福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・福祉、医療、保健のいずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者 ●【解釈通知第2-3】機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師（経験要件あり） ・きゅう師（経験要件あり） ●【解釈通知第2-6、福祉施設基準第2条第11項、第12項、第13項】離島・過疎地域に所在する入所定員が30人の指定介護老人福祉施設の場合、人員基準の緩和要件あり。＜令和6年度改正事項＞					

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者であるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		☐	☐	福祉施設基準第2条第4項	
	生活相談員は、常勤の者か。		☐	☐	福祉施設基準第2条第5項	
	看護職員のうち、1人以上は、常勤の者か。		☐	☐	福祉施設基準第2条第6項	
	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者であるか。 なお、機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。		☐	☐	福祉施設基準第2条第7項、第8項	
	介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。		☐	☐	福祉施設基準第2条第9項	
Ⅲ-1* 設備	指定介護老人福祉施設の設備は、次の基準を満たしているか。 ●居室は、次のとおり ・1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。 ・入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ・フザー又はこれに代わる設備を設けること。 ●静養室は、介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ●浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。 ●洗面設備は、次のとおり ・居室のある階ごとに設けること。 ・要介護者が使用するのに適したものとすること。 ●便所は、次のとおり ・居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ・フザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ●医務室は、次のとおり ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ●食堂及び機能訓練室は、次のとおり ・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ・必要な備品を備えること。 ●廊下は、幅1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 ●消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	各設備ごとに経過措置が設けられているものもあるため、留意すること。 指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	福祉施設基準第3条第1項	・平面図【目視】
	指定介護老人福祉施設の設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものであるか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		☐	☐	福祉施設基準第3条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1＊ 内容及び手続の説明及び同意 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。 ●【市要項第2-7】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・利用料その他費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会） ・守秘義務 ・入所定員 ・非常災害対策 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ●【福祉施設基準第4条第2項】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	職員の員数等、運営規程と記載内容が相違しているケースに注意。 記載内容とサービスの実態が乖離しているケースに注意。 入所者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れているケースに注意。 サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	□	□	福祉施設基準第4条	・重要事項説明書（入所（入居）申込者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・入所契約書
IV-2 提供拒否の禁止 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第4-3】入所申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・入院治療の必要がある場合 ・その他入所申込者に対して適切なサービスが行えない場合		□	□	福祉施設基準第4条の2	
IV-3 サービス提供困難時の対応 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。		□	□	福祉施設基準第4条の3	
IV-4＊ 受給資格の確認 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	施設で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。	□	□	福祉施設基準第5条第1項	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	指定介護老人福祉施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。		□	□	福祉施設基準第5条第2項	
IV-5 要介護認定の申請に係る援助 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		□	□	福祉施設基準第6条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。		□	□	福祉施設基準第6条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-6＊ 入退所 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第7条第2項	・アセスメントシート ・モニタリングシート ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録
	指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第7条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的な検討を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第7条第4項、第5項	
	指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第7条第6項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第7条第7項	
IV-7＊ サービス提供の記録 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。		☐	☐	福祉施設基準第8条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート
	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 ●【解釈通知第4-7】サービス提供記録に記載しなければならない内容 ・サービスの提供日 ・提供した具体的なサービスの内容 ・入所者の心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	福祉施設基準第8条第2項	
IV-8＊ 利用料等の受領	施設介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	☐	☐	介護保険法第41条第8項準用	・請求書 ・領収書
	指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		☐	☐	福祉施設基準第9条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。		☐	☐	福祉施設基準第9条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。ただし、1から4に掲げる費用に係る同意は文書によるものとする。 1食事の提供に要する費用 2居住に要する費用 3厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 4厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 5理美容代 6前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用（以下、「その他の日常生活費」とする。） ●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について（厚生労働省通知）】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が入所者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について入所者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	□	□	福祉施設基準第9条第5項	
IV-9 保険給付請求のための証明書の交付（ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。		□	□	福祉施設基準第10条	
IV-10＊ 指定介護福祉施設サービスの取扱方針	指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っているか。		□	□	福祉施設基準第11条第1項	・身体的拘束等廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・（身体的拘束等がある場合）入所（入居）者の記録、家族への確認書
	指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。		□	□	福祉施設基準第11条第2項	
	指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		□	□	福祉施設基準第11条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。		□	□	福祉施設基準第11条第4項	
	●【市条例第8条】やむを得ず身体的拘束等の実施を検討する場合にあつては、事前に身体的拘束適正化検討委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか ・身体的拘束等の内容、目的及び理由 ・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日 ・解除に向けた具体的取組		□	□		

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ●【<u>解釈通知第4-10(2)</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞ ●【市条例第8条】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。	【減算適用】 身体的拘束等を行う際の記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	□	□	福祉施設基準第11条第5項	
	指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ●【<u>解釈通知第4-10(3)</u>】身体的拘束等適正化検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所等の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞また、委員会に第三者や専門家を加えることが望ましい。 なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【<u>解釈通知第4-10(4)</u>】身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【<u>解釈通知第4-10(5)</u>】身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。	指針において、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」についての記載が漏れていないか。 【減算適用】 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	□	□	福祉施設基準第11条第6項	
	指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		□	□	福祉施設基準第11条第7項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-11＊ 施設サービス計画 の作成 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第1項	・施設サービス計画（入所（入居）者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・アセスメントシート ・サービス提供記録 ・モニタリングシート
	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	○「計画担当介護支援専門員」＝施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員	☐	☐	福祉施設基準第12条第2項	
	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第3項	
	計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	○「アセスメント」＝入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握	☐	☐	福祉施設基準第12条第4項	
	計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、次に掲げる事項を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 ・入所者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期 ・指定介護福祉施設サービスの内容 ・指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等		☐	☐	福祉施設基準第12条第5項	
	計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第6項	
	【●解釈通知第4-11(6)】サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合に、入所者又はその家族が参加する際は、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ること。		☐	☐		
	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第7項	
	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第8項	
	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握や継続的なアセスメントを行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第9項	
	計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ・定期的に入所者に面接すること。 ・定期的にモニタリングの結果を記録すること。	○「モニタリング」＝施設サービス計画の実施状況の把握	☐	☐	福祉施設基準第12条第10項	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ・入所者が要介護更新認定を受けた場合 ・入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		☐	☐	福祉施設基準第12条第11項	
	施設サービス計画の変更に際しては、施設サービス計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	福祉施設基準第12条第12項	
IV-12* 介護	介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌
	指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第4項	
	指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 ●【解釈通知第4-12(5)】褥瘡発生予防のための体制としては、次のようなものが考えられる。 ・褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践及び評価を行う。 ・看護師等の、専任の施設内褥瘡予防対策の担当者を決めておく。 ・医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ・褥瘡対策のための指針を整備する。 ・介護職員等に対して、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。		☐	☐	福祉施設基準第13条第5項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第6項	
	指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第7項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		☐	☐	福祉施設基準第13条第8項	
IV-13 食事	指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 ●【解釈通知第4-13(2)】調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じて医師の指導を受けること。 ●【解釈通知第4-13(3)】夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 ●【解釈通知第4-13(7)】食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。		☐	☐	福祉施設基準第14条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第14条第2項	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-14 相談及び援助 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第15条	
IV-15 社会生活上の便宜 の提供等	指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第16条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第16条第2項	
	●【解釈通知第4-15(2)】特に、金銭が発生するような手続等を代行する場合には、書面等により事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてその経過を記録しておくこと。		☐	☐		
	指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第16条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第16条第4項	
IV-16 機能訓練 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第17条	
IV-17* 栄養管理 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	【減算適用】 ・栄養管理に係る措置を実施していない場合には、減算有り。	☐	☐	福祉施設基準第17条の2	・栄養ケア計画 ・栄養状態の記録
	●【解釈通知第4-17】管理栄養士は、以下の手順により入所者の栄養管理を行うこととする。ただし、管理栄養士を配置していない施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。 ・入所者ごとの栄養ケア計画を作成すること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。 ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。		☐	☐		

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-18＊ 口腔管理 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 ●【解釈通知第4-18】入所者に対する口腔衛生の管理については、以下の手順により行うこととする。 1 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 2 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。＜令和6年度改正事項＞ 3 1の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 ・助言を行った歯科医師 ・歯科医師からの助言の要点 ・具体的方策 ・当該施設における実施目標 ・留意事項・特記事項 4 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は3の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。＜令和6年度改正事項＞		□	□	福祉施設基準第17条の3	・口腔衛生の管理計画
IV-19 健康管理 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。		□	□	福祉施設基準第18条	
IV-20＊ 入所者の入院期間中の取扱い (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。 ●【解釈通知第4-20(3)】「やむを得ない事情」とは、入所者の退院が予定より早まるなどの理由によりベッドの確保が間に合わない場合等を指すものであり、施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。		□	□	福祉施設基準第19条	・サービス提供記録 ・業務日誌
IV-21 入所者に関する市町村への通知 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		□	□	福祉施設基準第20条	
IV-22＊ 緊急時等の対応 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関＜令和6年度改正事項＞との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。 指定介護老人福祉施設は、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っているか。＜令和6年度改正事項＞	緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	□	□	福祉施設基準第20条の2第1項	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
			□	□	福祉施設基準第20条の2第2項	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-23* 管理者による管理 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、(「同一敷地内にある」を削除。＜令和6年度改正事項＞)他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。 ●【解釈通知第4-23(2)】施設における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	福祉施設基準第21条	- 管理者の雇用形態がわかる文書 - 管理者の勤務実績表 - 管理者のタイムカード
IV-24 管理者の責務 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条第1項	
	指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条第2項	
IV-25 計画担当介護支援専門員の責務 (ユニット型含む)	計画担当介護支援専門員は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第1号	
	計画担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第2号	
	計画担当介護支援専門員は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第3号	
	計画担当介護支援専門員は、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第4号	
	計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第5号	
	計画担当介護支援専門員は、提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者及びその家族からの苦情の内容等を記録しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第6号	
	計画担当介護支援専門員は、指定介護福祉施設サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		☐	☐	福祉施設基準第22条の2第7号	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26＊ 運営規程	指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 - 施設の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 入所定員 - 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 - 施設の利用に当たっての留意事項 - 緊急時等における対応方法 - 非常災害対策 - 虐待の防止のための措置に関する事項 - その他施設の運営に関する重要事項 ●【解釈通知第4-26(1)】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第4-26(6)】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ●【解釈通知第4-26(7)】「その他施設の運営に関する重要事項」としては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	入所者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。	□	□	福祉施設基準第23条	・運営規程
IV-27＊ 勤務体制の確保	指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第4-27(1)】指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、次に掲げる事項を明確にすること。 - 従業者の日々の勤務時間 - 常勤、非常勤の別 - 介護職員及び看護職員等の配置 - 管理者との兼務関係 ●【市要項第2-6(1)】勤務表を作成する上で、従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れているケースに注意。	□	□	福祉施設基準第24条第1項	・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		□	□	福祉施設基準第24条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ●【市条例第10条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めること。 ●【解釈通知第4-27(3)】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、施設が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	法令により、日数、対象者等の規定が設けられている研修もあるため、研修内容、実施日、対象者等が明確になるよう記録すること。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。 ○「全ての従業者」＝ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。	□	□	福祉施設基準第24条第3項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第4-27(4)】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		□	□	福祉施設基準第24条第4項	
IV-28＊ 業務継続計画 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第4-282】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）	□	□	福祉施設基準第24条の2第1項	・業務継続計画 ・研修及び訓練記録、実施記録
	指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ●【解釈通知第4-283】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時にも別に研修を行うこと。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第4-284】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年2回以上定期的に実施するものとする。		□	□	福祉施設基準第24条の2第2項	
	指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	福祉施設基準第24条の2第3項	
IV-29＊ 定員の遵守	指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	【減算適用】 定員を超過している場合は、定員超過減算有り。	□	□	福祉施設基準第25条	・業務日誌 ・国保連への請求書控え

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-30＊ 非常災害対策 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第26条第1項	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録
	●【解釈通知第4-29(2)1】消防法上、防火管理者を置かなくてもよい事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 ●【市条例第13条第2項】非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めること。		☐	☐	福祉施設基準第26条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、非常災害に対する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		☐	☐	消防法第8条	
IV-31＊ 衛生管理等 （ユニット型含む）	収容人数が10人以上の指定介護老人福祉施設においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		☐	☐		
	指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第27条第1項	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
	●【解釈通知第4-30(1)】次の点に留意すること。 ・調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。					

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 ・その他別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 ●【解釈通知第4-30(2)1】感染症対策委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておく必要がある。担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所等の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞ また、委員会には施設外の専門家を加えることが望ましい。なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【解釈通知第4-30(2)2】【市要項第2-11】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。 ・平常時の対策（施設内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ・感染症対策委員会の構成員及び開催頻度 ●【解釈通知第4-30(2)3】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。 ●【解釈通知第4-30(2)4】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に2回以上定期的に実施するものとする。	指針において、「感染症対策委員会の構成員及び開催頻度」についての記載が漏れていないか。	□	□	福祉施設基準第27条第2項	
IV-32 協力医療機関等 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めているか。</u> <u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u>＜令和6年度改正事項＞ ・入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ・当該指定介護老人福祉施設から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ・入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（病院に限る。） ●【解釈通知第4-31】協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該施設から近距離にあることが望ましい。	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	□	□	福祉施設基準第28条第1項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、奈良市に届け出ているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	福祉施設基準第28条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第4-31(3)】第二種協定指定医療機関との取り決め内容としては、流行初期期間経過後において、介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。＜令和6年度改正事項＞	○「第二種協定指定医療機関」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」	☐	☐	福祉施設基準第28条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第4-31(4)】協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	福祉施設基準第28条第4項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	福祉施設基準第28条第5項	
	指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第28条第6項	
IV-33（＊） 掲示 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ●【福祉施設基準第29条第2項】指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	福祉施設基準第29条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。（令和7年度から義務付け）＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第4-32(1)】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。	☐	☐	福祉施設基準第29条第3項	
IV-34＊ 秘密保持 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	福祉施設基準第30条第1項 福祉施設基準第30条第2項 福祉施設基準第30条第3項	・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-35＊ 広告 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		☐	☐	福祉施設基準第31条	・パンフレット ・チラシ
IV-36 居宅介護支援事業 者に対する利益供 与等の禁止 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		☐	☐	福祉施設基準第32条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		☐	☐	福祉施設基準第32条第2項	
IV-37＊ 苦情処理 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省通知)」を参考とすること。	☐	☐	福祉施設基準第33条第1項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定介護老人福祉施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	福祉施設基準第33条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第33条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		☐	☐	福祉施設基準第33条第4項	
	指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第33条第5項	
	指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		☐	☐	福祉施設基準第33条第6項	
IV-38 地域との連携等 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。		☐	☐	福祉施設基準第34条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第34条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-39＊ 事故発生の防止及び発生時の対応（ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ・事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第4-37(1)、市要項第2-13】事故発生の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ・介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ・介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度 ・介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ・介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第4-37(3)】事故発生防止検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。また、委員会には施設外の専門家を加えることが望ましい。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ●【解釈通知第4-37(4)】事故発生の防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。 ●【解釈通知第4-37(5)】事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所等の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞	指針において、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」についての記載が漏れていないか。 【減算適用】 基準省令第35条第1項に規定する基準を満たしていない場合は、安全管理体制未実施減算有り。	□	□	福祉施設基準第35条第1項	・事故発生の防止のための指針 ・事故対応マニュアル ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・事故発生防止のための委員会議事録 ・研修の記録 ・担当者を設置したことが分かる文書
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告がされていないケースがあるので注意。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	□	□	福祉施設基準第35条第2項	
	指定介護老人福祉施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	□	□	福祉施設基準第35条第3項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ●【解釈通知第4-37(6)】指定介護老人福祉施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。		□	□	福祉施設基準第35条第4項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-40＊ 虐待の防止 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第4-38①】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第4-38②】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・入所者等に対する当該指針の周知に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ●【解釈通知第4-38③】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第4-38④】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所等の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。 【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。			福祉施設基準第35条の2	・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書
IV-41 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第4-39】当該委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。なお、当該委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。			福祉施設基準第35条の3	
IV-42 会計の区分 （ユニット型含む）	指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。				福祉施設基準第36条	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-43 (＊) 記録の整備 (ユニット型含む)	指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	福祉施設基準第37条第1項	
	指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・施設サービス計画 ・提供した指定介護福祉施設サービスの具体的なサービスの内容等の記録 ・やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・福祉施設基準第20条に規定する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・指定介護福祉施設サービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。	☐	☐	福祉施設基準第37条第2項 市条例第14条	
V-1 (＊) 基本方針 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第39条第1項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第39条第2項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		☐	☐	福祉施設基準第39条第3項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第39条第4項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
V-2＊ 設備 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、次の基準を満たしているか。 ●ユニットは、次のとおり ・居室は、次のとおり 11の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 2居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 31の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。 4プザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・共同生活室は、次のとおり 1共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 21の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 3必要な設備及び備品を備えること。 ・洗面設備は、次のとおり 1居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 2要介護者が使用するのに適したものとすること。 ・便所は、次のとおり 1居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 2プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。 ●浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。 ●医務室は、次のとおり ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ●廊下幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。 ●消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	各設備ごとに経過措置が設けられているものもあるため、留意すること。 指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。			福祉施設基準第40条第1項	・平面図【目視】
	設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものであるか。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。				福祉施設基準第40条第2項	
V-3＊ 利用料等の受領 (ユニット型のみ)	施設介護サービス事業者は、施設介護サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。			介護保険法第41条第8項準用	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。				福祉施設基準第41条第1項	・請求書 ・領収書
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。				福祉施設基準第41条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。ただし、1から4までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 1食事の提供に要する費用 2居住に要する費用 3厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 4厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 5理美容代 6前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用（以下「その他日常生活費」とする。） ●【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について（厚生労働省通知）】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が入所者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであり、当該費用の受領について入所者等又はその家族等に事前に十分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されていること。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	□	□	福祉施設基準第41条第5項	
V-4＊ 指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針 （ユニット型のみ）	指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。		□	□	福祉施設基準第42条第1項	・身体的拘束等廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・（身体的拘束等がある場合）入所（入居）者の記録、家族への確認書
	指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。		□	□	福祉施設基準第42条第2項	
	指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。		□	□	福祉施設基準第42条第3項	
	指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。		□	□	福祉施設基準第42条第4項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		□	□	福祉施設基準第42条第5項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 ●【市条例第8条】やむを得ず身体的拘束等の実施を検討する場合にあつては、事前に身体的拘束適正化検討委員会において、次に掲げる事項について検討すること。 ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか ・身体的拘束等の内容、目的及び理由 ・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日 ・解除に向けた具体的取組		□	□	福祉施設基準第42条第6項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ●【<u>解釈通知第5-5(3)</u>】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞ ●【市条例第8条】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行うこと。	【減算適用】 身体的拘束等を行う際の記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	□	□	福祉施設基準第42条第7項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	委員会の構成員、指針に定めておくべき内容、研修の頻度等については、従来型の解釈通知に則った運用をすること。 【減算適用】 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。	□	□	福祉施設基準第42条第8項	
	●【<u>解釈通知第5-5(4)</u>】身体的拘束等適正化検討委員会の構成メンバーは、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員など幅広い職種により構成するとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。担当者については、同一施設内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所等の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。また、委員会に第三者や専門家を加えることが望ましい。 なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。＜令和6年度改正事項＞ ●【<u>解釈通知第5-5(5)</u>】身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。＜令和6年度改正事項＞ ・施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項 ・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【<u>解釈通知第5-5(6)</u>】身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要である。＜令和6年度改正事項＞					

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	福祉施設基準第42条第9項	
V-5* 介護 (ユニット型のみ)	介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第1項	・サービス提供記録 ・業務日誌
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第2項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。		☐	☐	福祉施設基準第43条第3項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第4項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第5項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第6項	
	●【解釈通知第4-12(5)準用】褥瘡発生予防のための体制としては、次のようなものが考えられる。 ・褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践及び評価を行う。 ・看護師等の、専任の施設内褥瘡予防対策の担当者を決めておく。 ・医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ・褥瘡対策のための指針を整備する。 ・介護職員等に対して、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。		☐	☐		
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第7項	
V-6 食事 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第8項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		☐	☐	福祉施設基準第43条第9項	
	●【解釈通知第4-13(2)準用】調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じて医師の指導を受けること。 ●【解釈通知第4-13(7準用)】食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。		☐	☐	福祉施設基準第44条第1項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第44条第2項	

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるような時間を確保しているか。		☐	☐	福祉施設基準第44条第3項	
	●【解釈通知第4-13(3)準用】夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。					
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第44条第4項	
Ⅶ-7 社会生活上の便宜の提供 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。		☐	☐	福祉施設基準第45条第1項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。		☐	☐	福祉施設基準第45条第2項	
	●【解釈通知第4-15(2)準用】特に、金銭が発生するような手続等を代行する場合には、書面等により事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてその経過を記録しておくこと。					
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第45条第3項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。		☐	☐	福祉施設基準第45条第4項	
Ⅶ-8* 運営規程 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 - 施設の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 入居定員 - ユニットの数及びユニットごとの入居定員 - 入居者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 - 施設の利用に当たっての留意事項 - 緊急時等における対応方法 - 非常災害対策 - 虐待の防止のための措置に関する事項 - その他施設の運営に関する重要事項 ●【解釈通知第4-26(1)準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第4-26(6)】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 ●【解釈通知第4-26(7)準用】「その他施設の運営に関する重要事項」としては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	入所者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。 ユニット数及びユニットごとの入居定員についての記載が漏れていないか。	☐	☐	福祉施設基準第46条	・運営規程

介護保険サービス等自主点検表（介護老人福祉施設）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
V-9＊ 勤務体制 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。		☐	☐	福祉施設基準第47条第1項	・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
	●【解釈通知第4-27(1)準用】指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、次に掲げる事項を明確にすること。 ・従業員の日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・介護職員及び看護職員等の配置 ・管理者との兼務関係 ●【市要項第2-6(1)】勤務表を作成する上で、従業員が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。					
	従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っているか。 ・昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	【減算適用】 ・日中について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない場合は、ユニットケア体制未整備減算有り。 ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合は、ユニットケア体制未整備減算有り。	☐	☐	福祉施設基準第47条第2項	
	●【解釈通知第5-10(2)】ユニットケアリーダー研修を受講した従業員(ユニットリーダーに対して指導等を行える者であればユニットリーダーに限らない)を各施設に2名以上(2ユニット以下の施設においては1人以上)配置すること。 ●【解釈通知第5-10(3)】令和3年4月1日以降に新たに入居定員が10を超えるユニットを整備する場合は、追加で人員を配置するように努めなければならない。					
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業員によって指定介護福祉施設サービスを提供しているか。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		☐	☐	福祉施設基準第47条第3項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ●【市条例第10条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めること。 ●【解釈通知第4-27(3)準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、施設が新たに採用した無資格の従業員については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	法令により、日数、対象者等の規定が設けられている研修もあるため、研修内容、実施日、対象者等が明確になるよう記録すること。 受講していない他の従業員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。 ○「全ての従業員」＝ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。	☐	☐	福祉施設基準第47条第4項	

介護保険サービス等自主点検表(介護老人福祉施設) (令和6年9月27日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<u>ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞</u>		☐	☐	福祉施設基準第47条第5項	
	ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第4-27(4)準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		☐	☐	福祉施設基準第47条第6項	
V-10* 定員の遵守 (ユニット型のみ)	ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	【減算適用】 <u>定員を超過している場合は、定員超過減算有り。</u>	☐	☐	福祉施設基準第48条	・業務日誌 ・国保連への請求書控え